

会長専決処分事項(実行委員会会則の改正)について

第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則の一部改正 新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表第 1 (第 5 条関係) 実行委員会				別表第 1 (第 5 条関係) 実行委員会			
職 名	区 分	所 属	役 職	職 名	区 分	所 属	役 職
省略				省略			
委員	省略			委員	省略		
	県	省略			県	省略	
		_____	_____			愛媛県	秘書広報統括 監
		愛媛県	人口減少対策 統括部長			愛媛県	少子化対策・ 女性活躍統括 部長
	省略				省略		
省略				省略			

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参考：第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則関連規定抜粋)

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに参加及び監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(中略)

(会長の専決処分)

第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。